

令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置について

「公共工事設計労務単価」及び「設計業務委託等技術者単価及び労務単価」の令和8年3月1日改定に伴い、本市においても山梨県と同様に「工事」及び「建設コンサルタント業務等（測量、調査及び建設コンサルタント等）」（以下「工事等」という。）の契約について特例措置を講じ、次のとおり取扱うこととする。

1 特例措置の内容

旧労務単価等を適用している工事等については、受注者又は受託者の請負代金額又は委託代金額（以下「請負代金額等」という。）の変更申請により、令和8年3月から適用する公共工事設計労務単価等に基づく請負代金額等に変更する。

2 対象工事等

- (1) 令和8年3月1日以降に契約を締結する工事等のうち、旧労務単価等を適用して予定価格を積算しているもの。ただし、変更の申請前に工事等の完了の届出が提出された場合は対象外とする。
- (2) 令和8年2月28日以前に契約を締結した工事のうち、3月1日において工期の始期が到来していないもの。ただし、変更の申請前に工事等の完了の届出が提出された場合は対象外とする。

3 請負代金額等の変更

変更後の請負代金額等については、次の方式により算出し、本市において積算する。

変更後の請負代金額等 = 新労務単価、新技術者単価及び当初契約時点の物価により積算された予定価格×当初契約の落札率

4 変更申請期限

受注者又は受託者からの変更申請期限は、契約日または監督員から説明があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き7日以内とする。

5 申請方法

変更の申請を希望する場合は、様式1により上記変更申請期限まで本市監督員に申請するものとする。

6 契約変更

本特例措置に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができるものとする。